

雇児福発 1106 第 1 号
平成 25 年 11 月 6 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
家庭福祉課長（公印省略）

「配偶者からの暴力被害者に対する母子及び寡婦福祉法第 6 条第 1 項第 3 号に
該当する旨の証明について」の一部改正について

標記について、「配偶者からの暴力被害者に対する母子及び寡婦福祉法第 6 条第 1 項第 3 号に該当する旨の証明について」（平成 19 年 9 月 6 日雇児福発 0906001 号本職通知。以下「本職通知」という。）により実施されているところであるが、今般、本職通知の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、平成 25 年 11 月 6 日より適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。

また、都道府県におかれては、貴管内市町村（特別区を含む。）に対し、この旨周知されるようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

(別添)

「配偶者からの暴力被害者に対する母子及び寡婦福祉法第6条第1項第3号に該当する旨の証明について」一部改正新旧対照表

○配偶者からの暴力被害者に対する母子及び寡婦福祉法第6条第1項第3号に該当する旨の証明について（平成19年9月6日雇児福発第0906001号）」

改正後	現 行
<p style="text-align: right;">雇児福発第 0906001 号 平成 19 年 9 月 6 日 (一部改正) 雇児福発 1106 第 1 号 平成 25 年 11 月 6 日</p> <p>各 都道府県 指定都市 民生主管部 (局) 長 殿 中核市</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課長(公印省略)</p> <p style="text-align: center;">配偶者からの暴力被害者に対する母子及び寡婦福祉法 第6条第1項第3号に該当する旨の証明について</p> <p>配偶者からの暴力被害者（以下「DV被害者」という。）に対する母子及び寡婦福祉法上の取扱いについては、「配偶者からの暴力被害者に対する母子寡婦福祉資金の貸付けについて」（平成19年3月23日雇児福発第0323002号当職通知）により、明確化したところである。</p> <p>今般、厚生労働省職業安定局及び職業能力開発局で所管している下記1の施策に関し、<u>DV被害者</u>であって母子及び寡婦福祉法第6条第1項第3号の「配偶者から遺棄されている女子」に該当する者であると市町村（特別区を含む。以下同じ。）が認める者については支援の対象となり得ることの協議が整い、これに伴い、市町村は、母子及び寡婦福祉法第6条第1項第3号に該当する者である旨の証明書を発行することとした。</p> <p>については、市町村は、DV被害者から証明書発行の申請があった場合には、婦人相談員による相談状況や下記2の資料等を参考にしつつ、遺棄されてから経過した期間、遺棄の態様等の状況をDV被害者から聴取するなどにより、母子及び寡婦福祉法第6条第1項第3号に該当するかどうかを判断した上で、別紙様式例を参考に証明書を発行されたい。</p>	<p style="text-align: right;">雇児福発第 0906001 号 平成 19 年 9 月 6 日</p> <p>各 都道府県 指定都市 民主主管部 (局) 長 殿 中核市</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課長</p> <p style="text-align: center;">配偶者からの暴力被害者に対する母子及び寡婦福祉法 第6条第1項第3号に該当する旨の証明について</p> <p>配偶者からの暴力被害者に対する母子及び寡婦福祉法上の取扱いについては、「配偶者からの暴力被害者に対する母子寡婦福祉資金の貸付けについて」（平成19年3月23日雇児福発第0323002号当職通知）により、明確化したところである。</p> <p>今般、厚生労働省職業安定局及び職業能力開発局で所管している下記1の施策に関し、<u>配偶者からの暴力（以下、「DV」という。）被害者</u>であって母子及び寡婦福祉法第6条第1項第3号の「<u>配偶者から遺棄されている女子</u>」に該当する者であると市町村（特別区を含む。以下同じ。）が認める者については支援の対象となり得ることの協議が整い、これに伴い、市町村は、母子及び寡婦福祉法第6条第1項第3号に該当する者である旨の証明書を発行することとした。</p> <p>については、市町村は、DV被害者から証明書発行の申請があった場合には、婦人相談員による相談状況や下記2の資料等を参考にしつつ、遺棄されてから経過した期間、遺棄の態様等の状況をDV被害者から聴取するなどにより、母子及び寡婦福祉法第6条第1項第3号に該当するかどうかを判断した上で、別紙様式例を参考に証明書を発行されたい。</p>

また、都道府県においては管内市町村にこのことを周知願いたい。
なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

記

- 1 厚生労働省職業安定局及び職業能力開発局が所管している施策
 - (1) 公共職業訓練及び求職者支援訓練の受講あっせん
 - (2) 特定求職者雇用開発助成金
 - (3) トライアル雇用奨励金
 - (4) キャリアアップ助成金（正規雇用等転換コース、短時間正社員コース）

2 市町村において、参考となる資料の例

- ① 裁判所が発行する「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第 10 条に基づく保護命令に係る書類の写し
- ② 婦人相談所等が発行する「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」
なお、この証明書は、配偶者からの暴力を理由として保護した者に対して婦人相談所等が発行するものであり、配偶者からの暴力があった事実を証明するものではないことを、念のため申し添える。

また、都道府県においては管内市町村にこのことを周知願いたい。
なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

記

- 1 厚生労働省職業安定局及び職業能力開発局が所管している施策
 - (1) 公共職業訓練の受講あっせん
 - (2) 特定求職者雇用開発助成金
 - (3) 母子家庭の母等に係る試行雇用奨励金

2 市町村において、申請した本人がDV被害者であるかどうかを確認するに当たって参考となる資料の例

- ① 裁判所が発行する「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第 10 条に基づく保護命令に係る書類の写し
- ② 婦人相談所等が発行する「配偶者からの暴力を受けた者に係る被扶養者認定の取扱いについて」（平成 16 年 12 月 2 日保保発第 1202002 号・庁保発第 1202001 号）等に基づく「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」の写し
- ③ 婦人相談所等が発行する「配偶者からの暴力被害者の公営住宅への入居について」（平成 16 年 3 月 31 日国住総第 191 号）に基づく婦人相談所、婦人保護施設等に入所していた事実についての証明書の写し

雇児福発第 0906001 号
平成 19 年 9 月 6 日
【一部改正】雇児福発 1106 第 1 号
平成 25 年 11 月 6 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
家庭福祉課長（公印省略）

配偶者からの暴力被害者に対する母子及び寡婦福祉法
第 6 条第 1 項第 3 号に該当する旨の証明について

配偶者からの暴力被害者（以下「DV被害者」という。）に対する母子及び寡婦福祉法上の取扱いについては、「配偶者からの暴力被害者に対する母子寡婦福祉資金の貸付けについて」（平成 19 年 3 月 23 日雇児福発第 0323002 号当職通知）により、明確化したところである。

今般、厚生労働省職業安定局及び職業能力開発局で所管している下記 1 の施策に関し、DV被害者であって母子及び寡婦福祉法第 6 条第 1 項第 3 号の「配偶者から遺棄されている女子」に該当する者であると市町村（特別区を含む。以下同じ。）が認める者については支援の対象となり得ることの協議が整い、これに伴い、市町村は、母子及び寡婦福祉法第 6 条第 1 項第 3 号に該当する者である旨の証明書を発行することとした。

については、市町村は、DV被害者から証明書発行の申請があった場合には、婦人相談員による相談状況や下記 2 の資料等を参考にしつつ、遺棄されてから経過した期間、遺棄の態様等の状況をDV被害者から聴取するなどにより、母子及び寡婦福祉法第 6 条第 1 項第 3 号に該当するかどうかを判断した上で、別紙様式例を参考に証明書を発行されたい。また、都道府県においては管内市町村にこのことを周知願いたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

記

- 1 厚生労働省職業安定局及び職業能力開発局が所管している施策
 - (1) 公共職業訓練及び求職者支援訓練の受講あっせん
 - (2) 特定求職者雇用開発助成金
 - (3) トライアル雇用奨励金
 - (4) キャリアアップ助成金（正規雇用等転換コース、短時間正社員コース）

- 2 市町村において、参考となる資料の例
 - ① 裁判所が発行する「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第 10 条に基づく保護命令に係る書類の写し

 - ② 婦人相談所等が発行する「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」

なお、この証明書は、配偶者からの暴力を理由として保護した者に対して婦人相談所等が発行するものであり、配偶者からの暴力があった事実を証明するものではないことを、念のため申し添える。

配偶者からの暴力被害者に対する母子及び寡婦福祉法
第6条第1項第3号に該当する旨の証明書（様式例）

(フリガナ) 氏名 (※1)		
生年月日	昭・平 年 月 日	
(フリガナ) 同伴児童氏名 (※2)		男・女
生年月日	昭・平 年 月 日	
(フリガナ) 同伴児童氏名 (※2)		男・女
生年月日	昭・平 年 月 日	
(フリガナ) 同伴児童氏名 (※2)		男・女
生年月日	昭・平 年 月 日	

上記の者について、母子及び寡婦福祉法第6条第1項第3号に該当することを証明する。

平成 年 月 日

発行機関の名称

代表者氏名

所在地、電話番号

※1 母子及び寡婦福祉法第6条第1項第3号に該当する者本人の氏名を記入すること。

※2 本人に同伴する児童の氏名を記入すること。（同伴する児童が4人以上いる場合、別紙としてこの様式を使用すること。）

※3 本証明書は、配偶者からの暴力があった事実について証明するものではないこと。

雇児福発1106第2号

平成25年11月6日

各都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

家庭福祉課長（公印省略）

「母子及び寡婦福祉法第6条第1項第3号に該当する旨の
証明を求める者が配偶者からの暴力を受けた者である
場合に係る婦人相談所における証明書の発行について」の
一部改正について

標記について、「母子及び寡婦福祉法第6条第1項第3号に該当する旨の証明を求める者が配偶者からの暴力を受けた者である場合に係る婦人相談所における証明書の発行について」（平成19年9月6日雇児福発第0906002号。以下「本職通知」という。）により実施されているが、今般、本職通知の一部を別紙のとおり改正し、平成25年11月6日より適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。

本通知について、貴職より婦人相談所等関係機関、婦人相談員及び管内の市町村（特別区を含む。）に周知するようお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

(別紙)

母子及び寡婦福祉法第6条第1項第3号に該当する旨の証明を求める者が配偶者からの暴力を受けた者である場合に係る婦人相談所における証明書の発行について(新旧対照表)

新(改正後)	旧(現行)
<p style="text-align: right;">雇児福発第0906002号 平成19年9月6日 [一部改正]雇児福発1106第2号 平成25年11月6日</p> <p>各都道府県民生主管部(局)長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課長(公印省略)</p> <p>母子及び寡婦福祉法第6条第1項第3号に該当する旨の証明を求める者が配偶者からの暴力を受けた者である場合に係る婦人相談所における証明書の発行について</p> <p>配偶者からの暴力(以下「DV」という。)を受けた者が母子及び寡婦福祉法第6条第1項第3号において規定する「配偶者から遺棄されている女子」に該当する場合には、母子寡婦福祉資金の貸付け、母子家庭等就業・自立支援センター事業、母子家庭等自立支援給付金事業、母子自立支援プログラム策定等事業などの対象となるほか、今般、職業安定局及び職業能力開発局において所管している施策(公共職業訓練及び求職者支援訓練の受講あっせん、特定求職者雇用開発助成金、下ライアル雇用奨励金並びにキャリアアップ助成金(正規雇用等転換コース、短時間正社員コース))についてもその対象となり得ることとし、これにあわせて、DV被害者から市町村に対して母子及び寡婦福祉法第6条第1項第3号に該当する旨の証明書の発行の申請があった場合には、当該市町村の判断で証明書を発行することとした。</p> <p>市町村が証明書を発行するに当たっては、申請者に対し、必要に応じて「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」の提出を求めることも想定される。このような場合において、婦人相談所は、申請者からの依頼を受けて、別紙様式を参考とした証明書を発行するなど、対応について遺漏なきようお願いする。</p> <p>また、この証明書は原則として婦人相談所において発行するものとされていることから、婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援セン</p>	<p style="text-align: right;">雇児福発第0906002号 平成19年9月6日</p> <p>各都道府県民生主管部(局)長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課長</p> <p>母子及び寡婦福祉法第6条第1項第3号に該当する旨の証明を求める者が配偶者からの暴力を受けた者である場合に係る婦人相談所における証明書の発行について</p> <p>配偶者からの暴力(以下「DV」という。)を受けた者が母子及び寡婦福祉法第6条第1項第3号において規定する「配偶者から遺棄されている女子」に該当する場合には、母子寡婦福祉資金の貸付け、母子家庭等就業・自立支援センター事業、母子家庭自立支援給付金事業、母子自立支援プログラム策定事業等の対象となるほか、今般、職業安定局及び職業能力開発局において所管している施策(公共職業訓練の受講あっせん、特定求職者雇用開発助成金及び母子家庭の母等に対する試行雇用奨励金)についてもその対象となり得ることとし、これにあわせて、DV被害者から市町村に対して母子及び寡婦福祉法第6条第1項第3号に該当する旨の証明書の発行の申請があった場合には、当該市町村の判断で証明書を発行することとした。</p> <p>市町村が証明書を発行するに当たっては、申請者に対し、DVを受けた者かどうかを確認するため必要に応じて「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」の提出を求めることも想定される。このような場合において、婦人相談所は、申請者からの依頼を受けて、別紙様式を参考とした証明書を発行するなど、対応について遺漏なきようお願いする。</p> <p>また、この証明書は原則として婦人相談所において発行するものとされていることから、婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援セン</p>

ター（以下「センター」という。）及びセンターに指定されていない機関に配置された婦人相談員が相談を受け付けた場合も、当該センター長及び婦人相談員の所属機関の長の依頼により婦人相談所が証明書を発行することに留意されたい。ただし、地方公共団体の判断により、婦人相談所以外のセンターが証明書を発行することとしても差し支えない。

なお、この証明書は、配偶者からの暴力を理由として保護した者に対して婦人相談所等が発行するものであり、配偶者からの暴力があった事実を証明するものではないことを、念のため申し添える。

以上につき、貴職より婦人相談所等関係機関、婦人相談員及び管内の市町村（特別区を含む。）に周知するようお願いする。なお、同日付けで内閣府男女共同参画局推進課長から各都道府県配偶者暴力相談支援センター主管部（局）長あてに同様の通知が発出されていることを申し添える。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

別添 1 「配偶者からの暴力被害者に対する母子及び寡婦福祉法第 6 条第 1 項第 3 号に該当する旨の証明について」
（平成 19 年 9 月 6 日雇児福発第 0906001 号当職通知）
〔一部改正〕平成 25 年 11 月 6 日雇児福発 1106 第 1 号

別添 2 配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書
（様式例）

ター（以下「センター」という。）及びセンターに指定されていない機関に配置された婦人相談員が相談を受け付けた場合も、当該センター長及び婦人相談員の所属機関の長の依頼により婦人相談所が証明書を発行することに留意されたい。ただし、婦人相談所以外で、「配偶者からの暴力被害者に対する母子及び寡婦福祉法第 6 条第 1 項第 3 号に該当する旨の証明について」
（平成 19 年 9 月 6 日雇児福発第 0906001 号当職通知）における 2-②及び③の証明書を既に発行しているセンターについては、当該センターが証明書を発行することとして差し支えない。

以上につき、貴職より婦人相談所等関係機関、婦人相談員及び管内の市町村（特別区を含む。）に周知するようお願いする。なお、同日付けで内閣府男女共同参画局推進課長から各都道府県配偶者暴力相談支援センター主管部（局）長あてに同様の通知が発出されていることを申し添える。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

別 添「配偶者からの暴力被害者に対する母子及び寡婦福祉法第 6 条第 1 項第 3 号に該当する旨の証明について」
（平成 19 年 9 月 6 日雇児福発第 0906001 号当職通知）

(別添1)

雇児福発第 0906001 号

平成 19 年 9 月 6 日

【一部改正】雇児福発 1106 第 1 号

平成 25 年 11 月 6 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部 (局) 長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
家庭福祉課長 (公印省略)

配偶者からの暴力被害者に対する母子及び寡婦福祉法
第 6 条第 1 項第 3 号に該当する旨の証明について

配偶者からの暴力被害者 (以下「DV被害者」という。) に対する母子及び寡婦福祉法上の取扱いについては、「配偶者からの暴力被害者に対する母子寡婦福祉資金の貸付けについて」 (平成 19 年 3 月 23 日雇児福発第 0323002 号当職通知) により、明確化したところである。

今般、厚生労働省職業安定局及び職業能力開発局で所管している下記 1 の施策に関し、DV被害者であって母子及び寡婦福祉法第 6 条第 1 項第 3 号の「配偶者から遺棄されている女子」に該当する者であると市町村 (特別区を含む。以下同じ。) が認める者については支援の対象となり得ることの協議が整い、これに伴い、市町村は、母子及び寡婦福祉法第 6 条第 1 項第 3 号に該当する者である旨の証明書を発行することとした。

については、市町村は、DV被害者から証明書発行の申請があった場合には、婦人相談員による相談状況や下記 2 の資料等を参考にしつつ、遺棄されてから経過した期間、遺棄の態様等の状況をDV被害者から聴取するなどにより、母子及び寡婦福祉法第 6 条第 1 項第 3 号に該当するかどうかを判断した上で、別紙様式例を参考に証明書を発行されたい。また、都道府県においては管内市町村にこのことを周知願いたい。

なお、この通知は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

記

1 厚生労働省職業安定局及び職業能力開発局が所管している施策

- (1) 公共職業訓練及び求職者支援訓練の受講あっせん
- (2) 特定求職者雇用開発助成金
- (3) トライアル雇用奨励金
- (4) キャリアアップ助成金（正規雇用等転換コース、短時間正社員コース）

2 市町村において、参考となる資料の例

- ① 裁判所が発行する「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第 10 条に基づく保護命令に係る書類の写し
- ② 婦人相談所等が発行する「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」
なお、この証明書は、配偶者からの暴力を理由として保護した者に対して婦人相談所等が発行するものであり、配偶者からの暴力があった事実を証明するものではないことを、念のため申し添える。

配偶者からの暴力被害者に対する母子及び寡婦福祉法
第6条第1項第3号に該当する旨の証明書（様式例）

(フリガナ) 氏名 (※1)		
生年月日	昭・平 年 月 日	
(フリガナ) 同伴児童氏名 (※2)		男・女
生年月日	昭・平 年 月 日	
(フリガナ) 同伴児童氏名 (※2)		男・女
生年月日	昭・平 年 月 日	
(フリガナ) 同伴児童氏名 (※2)		男・女
生年月日	昭・平 年 月 日	

上記の者について、母子及び寡婦福祉法第6条第1項第3号に該当することを証明する。

平成 年 月 日

発行機関の名称

代表者氏名

所在地、電話番号

※1 母子及び寡婦福祉法第6条第1項第3号に該当する者本人の氏名を記入すること。

※2 本人に同伴する児童の氏名を記入すること。（同伴する児童が4人以上いる場合、別紙としてこの様式を使用すること。）

※3 本証明書は、配偶者からの暴力があった事実について証明するものではないこと。

配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書 (様式例)

(フリガナ) 氏名 (※1)		
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	
(フリガナ) 同伴児童氏名 (※2)		男・女
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	
(フリガナ) 同伴児童氏名 (※2)		男・女
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	
連絡先等 (※3)		
婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センター (※4) 機関名及び代表者氏名 (※5) 電話番号 婦人相談員 (※6) 所属機関名及び所属長名 電話番号 <div style="text-align: right;">受付日 年 月 日</div>		

上記の者について、配偶者からの暴力を理由として保護したことを証明する。

年 月 日

婦人相談所 (※7) の名称

代表者氏名

所在地、電話番号

(裏面)

- ※1 配偶者からの暴力を理由として保護した者の氏名を記入すること。
「保護した者」とは、「婦人相談所もしくは婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターにおいて、または、婦人相談員が来所相談を受けた者」を含む。
- ※2 配偶者からの暴力を理由として保護した者に子どもなどの同伴者がいる場合には、その者の氏名を記入すること。
(同伴者が3人以上いる場合、別紙としてこの様式を使用すること。)
- ※3 連絡先(関係機関や代理人の名称、電話番号も可)を記入すること。
- ※4 婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターが相談を受け付けた場合のみ記入すること。なお、同支援センターが証明書を発行する場合は空欄で可。
- ※5 代表者氏名については、記載することが適当でない場合には、省略すること。
- ※6 配偶者暴力相談支援センターに指定されていない機関において、婦人相談員が相談を受け付けた場合のみ記入すること。
- ※7 配偶者暴力相談支援センターが証明書を発行する場合は、配偶者暴力相談支援センターの名称等を記入すること。

(その他)

- 1 証明書の太枠内は原則被害者の保護を行った機関等が記入すること。
- 2 この証明書は、配偶者からの暴力を理由として保護した者に対して婦人相談所等が発行するものであり、配偶者からの暴力を理由として保護したことを証明するものであって、配偶者からの暴力があった事実を証明するものではない。
- 3 市町村においては、証明書に記載されている相談機関等や証明書を発行した婦人相談所等の名称等についての取扱いについては十分配慮されたい。

雇児福発第0906002号

平成19年9月6日

[一部改正] 雇児福発1106第2号

平成25年11月6日

各都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

家庭福祉課長（公印省略）

母子及び寡婦福祉法第6条第1項第3号に該当する旨の
証明を求める者が配偶者からの暴力を受けた者である
場合に係る婦人相談所における証明書の発行について

配偶者からの暴力（以下「DV」という。）を受けた者が母子及び寡婦福祉法第6条第1項第3号において規定する「配偶者から遺棄されている女子」に該当する場合には、母子寡婦福祉資金の貸付け、母子家庭等就業・自立支援センター事業、母子家庭等自立支援給付金事業、母子自立支援プログラム策定等事業などの対象となるほか、今般、職業安定局及び職業能力開発局において所管している施策（公共職業訓練及び求職者支援訓練の受講あっせん、特定求職者雇用開発助成金、トライアル雇用奨励金並びにキャリアアップ助成金（正規雇用等転換コース、短時間正社員コース））についてもその対象となり得ることとし、これにあわせて、DV被害者から市町村に対して母子及び寡婦福祉法第6条第1項第3号に該当する旨の証明書の発行の申請があった場合には、当該市町村の判断で証明書を発行することとした。

市町村が証明書を発行するに当たっては、申請者に対し、必要に応じて「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」の提出を求めることも想定される。このような場合において、婦人相談所は、申請者からの依頼を受けて、別紙様式を参考とした証明書を発行するなど、対応について遺漏なきようお願いする。

また、この証明書は原則として婦人相談所において発行するものとされていることから、婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センター（以下「センター」という。）及びセンターに指定されていない機関に配置された婦人相談員が相談を受け付けた場合も、当該センター長及び婦人相談員の所属機関の長の依頼により婦人相談所が証明書を発行することに留意されたい。ただし、地方公共団体の判断により、婦人相談所以外のセンターが証明書を発行することとしても差し支えない。

なお、この証明書は、配偶者からの暴力を理由として保護した者に対して婦人相談所等が発行するものであり、配偶者からの暴力があった事実を証明するものではないことを、念のため申し添える。

以上につき、貴職より婦人相談所等関係機関、婦人相談員及び管内の市町村（特別区を含む。）に周知するようお願いする。なお、同日付けで内閣府男女共同参画局推進課長から各都道府県配偶者暴力相談支援センター主管部（局）長あてに同様の通知が発出されていることを申し添える。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

別添1 「配偶者からの暴力被害者に対する母子及び寡婦福祉法第6条第1項
第3号に該当する旨の証明について」

雇児福発第0906001号平成19年9月6日当職通知

(一部改正) 雇児福発1106第1号平成25年11月6日

別添2 配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書（様式例）

(別添1)

雇児福発第 0906001 号

平成 19 年 9 月 6 日

【一部改正】雇児福発 1106 第 1 号

平成 25 年 11 月 6 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部 (局) 長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
家庭福祉課長 (公印省略)

配偶者からの暴力被害者に対する母子及び寡婦福祉法
第 6 条第 1 項第 3 号に該当する旨の証明について

配偶者からの暴力被害者 (以下「DV被害者」という。) に対する母子及び寡婦福祉法上の取扱いについては、「配偶者からの暴力被害者に対する母子寡婦福祉資金の貸付けについて」 (平成 19 年 3 月 23 日雇児福発第 0323002 号当職通知) により、明確化したところである。

今般、厚生労働省職業安定局及び職業能力開発局で所管している下記 1 の施策に関し、DV被害者であって母子及び寡婦福祉法第 6 条第 1 項第 3 号の「配偶者から遺棄されている女子」に該当する者であると市町村 (特別区を含む。以下同じ。) が認める者については支援の対象となり得ることの協議が整い、これに伴い、市町村は、母子及び寡婦福祉法第 6 条第 1 項第 3 号に該当する者である旨の証明書を発行することとした。

については、市町村は、DV被害者から証明書発行の申請があった場合には、婦人相談員による相談状況や下記 2 の資料等を参考にしつつ、遺棄されてから経過した期間、遺棄の態様等の状況をDV被害者から聴取するなどにより、母子及び寡婦福祉法第 6 条第 1 項第 3 号に該当するかどうかを判断した上で、別紙様式例を参考に証明書を発行されたい。また、都道府県においては管内市町村にこのことを周知願いたい。

なお、この通知は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

記

- 1 厚生労働省職業安定局及び職業能力開発局が所管している施策
 - (1) 公共職業訓練及び求職者支援訓練の受講あっせん
 - (2) 特定求職者雇用開発助成金
 - (3) トライアル雇用奨励金
 - (4) キャリアアップ助成金（正規雇用等転換コース、短時間正社員コース）

- 2 市町村において、参考となる資料の例
 - ① 裁判所が発行する「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第 10 条に基づく保護命令に係る書類の写し

 - ② 婦人相談所等が発行する「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」

なお、この証明書は、配偶者からの暴力を理由として保護した者に対して婦人相談所等が発行するものであり、配偶者からの暴力があった事実を証明するものではないことを、念のため申し添える。

配偶者からの暴力被害者に対する母子及び寡婦福祉法
第6条第1項第3号に該当する旨の証明書（様式例）

(フリガナ) 氏名 (※1)		
生年月日	昭・平 年 月 日	
(フリガナ) 同伴児童氏名 (※2)		男・女
生年月日	昭・平 年 月 日	
(フリガナ) 同伴児童氏名 (※2)		男・女
生年月日	昭・平 年 月 日	
(フリガナ) 同伴児童氏名 (※2)		男・女
生年月日	昭・平 年 月 日	

上記の者について、母子及び寡婦福祉法第6条第1項第3号に該当することを証明する。

平成 年 月 日

発行機関の名称

代表者氏名

所在地、電話番号

※1 母子及び寡婦福祉法第6条第1項第3号に該当する者本人の氏名を記入すること。

※2 本人に同伴する児童の氏名を記入すること。（同伴する児童が4人以上いる場合、別紙としてこの様式を使用すること。）

※3 本証明書は、配偶者からの暴力があった事実について証明するものではないこと。

配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書 (様式例)

(フリガナ) 氏名 (※1)		
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	
(フリガナ) 同伴児童氏名 (※2)		男・女
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	
(フリガナ) 同伴児童氏名 (※2)		男・女
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	
連絡先等 (※3)		
婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センター (※4) 機関名及び代表者氏名 (※5) 電話番号 婦人相談員 (※6) 所属機関名及び所属長名 電話番号 <div style="text-align: right;"> 受付日 年 月 日 </div>		

上記の者について、配偶者からの暴力を理由として保護したことを証明する。

年 月 日

婦人相談所 (※7) の名称

代表者氏名

所在地、電話番号

(裏面)

- ※1 配偶者からの暴力を理由として保護した者の氏名を記入すること。
「保護した者」とは、「婦人相談所もしくは婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターにおいて、または、婦人相談員が来所相談を受けた者」を含む。
- ※2 配偶者からの暴力を理由として保護した者に子どもなどの同伴者がいる場合には、その者の氏名を記入すること。
(同伴者が3人以上いる場合、別紙としてこの様式を使用すること。)
- ※3 連絡先(関係機関や代理人の名称、電話番号も可)を記入すること。
- ※4 婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターが相談を受け付けた場合のみ記入すること。なお、同支援センターが証明書を発行する場合は空欄で可。
- ※5 代表者氏名については、記載することが適当でない場合には、省略すること。
- ※6 配偶者暴力相談支援センターに指定されていない機関において、婦人相談員が相談を受け付けた場合のみ記入すること。
- ※7 配偶者暴力相談支援センターが証明書を発行する場合は、配偶者暴力相談支援センターの名称等を記入すること。

(その他)

- 1 証明書の太枠内は原則被害者の保護を行った機関等が記入すること。
- 2 この証明書は、配偶者からの暴力を理由として保護した者に対して婦人相談所等が発行するものであり、配偶者からの暴力を理由として保護したことを証明するものであって、配偶者からの暴力があった事実を証明するものではない。
- 3 市町村においては、証明書に記載されている相談機関等や証明書を発行した婦人相談所等の名称等についての取扱いについては十分配慮されたい。